

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

宮崎県後期高齢者医療広域連合

令和8年5月15日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0 %
全職員	0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員はすべて市町村からの派遣職員であるため、公表も各市町村で行うことになることから対象者はいない。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	2 5 %

【説明欄】

広域連合は各市町村からの派遣職員で構成されており、派遣する職員の人選決定は各市町村に委ねられるため広域連合に人選の権限はないが、派遣依頼の際に可能な限り女性職員の派遣要望を行っている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	2 5 %
本庁課長補佐相当職	1 0 0 %
本庁係長相当職	3 3 . 3 3 %

【説明欄】

広域連合は各市町村からの派遣職員で構成されており、派遣する職員の人選決定は各市町村に委ねられるため広域連合に人選の権限はないが、派遣依頼の際に可能な限り女性職員の派遣要望を行っている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和8年度
男性	—%
女性	—%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—%	—%	—%	—%
1 週間以上 2 週間未満	—%	—%	—%	—%
2 週間以上 1 月以下	—%	—%	—%	—%
1 月超 3 月以下	—%	—%	—%	—%
3 月超 6 月以下	—%	—%	—%	—%
6 月超 9 月以下	—%	—%	—%	—%
9 月超 12 月以下	—%	—%	—%	—%
12 月超 24 月以下	—%	—%	—%	—%
24 月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

対象職員が少なく、特定の職員の育児休業取得期間が明らかになってしまうため非公表とした。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和8年度
内部部局等	2. 1時間／月
内部部局等以外	－時間／月

【説明欄】